

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は、「R7企総管 阿南工業用水道 真空遮断器他保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(受発注者共同による品質確保)

第6条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務で

- あり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第8条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(委託業務箇所)

第9条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 阿南市柳島町北別当 阿南工業用水道 ポンプ所

(停電及び停止期間)

第10条 停電予定期間は、令和7年9月から10月の2日間を予定している。なお、委託業務箇所では以下の工事の現場作業が行われる予定であるため、終了後に本業務の現場作業を開始しなければならない。

- (1) R7企総管 阿南工業用水道 1号送水ポンプ潤滑水給水部補修工事

(対象機器)

第11条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象機器

- ア 真空遮断器 2台(うち予備1台)
- (ア) 製造者: 株式会社日立IEシステム
- (イ) 型式: IE12AX-A1
- (ウ) 据付方式: 引き出し式
- (エ) 定格電圧: 3.6/7.2kV
- (オ) 定格電流: 600A
- (カ) 定格遮断電流: 12.5kA
- (キ) 定格遮断時間: 3サイクル
- (ク) 絶縁階級: 6号A
- (ケ) 投入操作方式: 電動ばね操作
- (コ) 投入操作電圧: AC/DC 100/110V
- (サ) 引外し方式: 電圧引外し式
- (シ) 引外し電圧: DC 100/110V
- イ 真空電磁接触器 3台
- (ア) 製造者: 富士電機機器制御株式会社
- (イ) 型式: HN46AP-2L1
- (ウ) 据付方式: 固定式
- (エ) 定格電圧: 3.3/6.6kV
- (オ) 定格電流: 200A
- (カ) 定格遮断電流: 4kV
- (キ) 操作方式: ラッチ方式
- (ク) 操作電圧: DC 100V

(業務内容)

第12条 本業務の内容は、別紙「点検項目一覧表」に掲げるとおりとする。

(諸法令の遵守)

第13条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準

(3) その他関係法令等

(規格)

第14条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第15条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

- | | | |
|----------------|-------------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に | 2部 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 業務工程 | | |
| ウ 業務組織計画 | | |
| エ 連絡体制(緊急時含む) | | |
| オ 使用する主な機器 | | |
| カ 作業方法 | | |
| キ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 4部 |
| (3) 業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 4部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(管理技術者)

第16条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの(業務経歴書等)を提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)を監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。)を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他工事等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

(その他)

第17条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。

- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第18条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(1) 真空遮断器点検

予備機は点検整備後、常用機と入替えるものとする。また常用機は点検整備後、予備機として保管するものとする。

(2) 真空電磁接触器点検

真空電磁接触器の点検は取外して行う。取付け・取外しはPFのみを断路して行う。

(業務の完了)

第19条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

点検項目一覧表

1 真空遮断器

点検項目	点検対象	点検方法	点検内容
外観点検	真空遮断器全体	目視	破損、変形等の有無
主回路点検	絶縁物	目視、清掃	ひび、割れ、破損の有無 汚れの有無 水分付着、結露の痕跡の有無 トラッキングや放電痕の有無
		目視、清掃	真空バルブの摩耗状態の確認 汚れの有無 ひび、割れ、破損の有無
	真空バルブ	真空度確認試験	遮断器を閉路状態にして、AC 22 kV を 1 分間印可し、真空状態を確認
		緩み確認	ボルト・ナットの緩み確認
		目視	変色の有無
		グリス塗布	主回路断路接触子及び主回路端子の古いグリスを除去し、新しいグリスを塗布
操作装置点検	操作部	目視、清掃	各部の発錆、変形、キズの有無 ほこり、異物の混入の有無
		注油	機構部への注油の実施
		目視、動作確認	各部のボルト・ナット等の緩み確認 部品の変色、脱落の有無 ピン、割りピンの折損、脱落等の確認
	低圧回路	緩み確認	端子、ねじなどの緩み確認
		目視、導通確認	配線のキズ、断線の有無
		目視、動作確認	手動開閉操作にて、正常に動作することを確認
絶縁抵抗測定	主回路 ・ 主導電部－大地 ・ 同相主回路端子間 ・ 異相主回路端子間	1 0 0 0 V メガ	測定値が 5 0 0 MΩ 以上であることを確認 測定値が 5 0 0 MΩ 未満の場合、絶縁物及び真空バルブ表面を清掃し、再度測定を行う
	制御回路 ・ 制御回路一括－大地	5 0 0 V メガ	測定値が 2 MΩ 以上であることを確認

点検項目一覧表

2 真空電磁接触器

点検項目	点検対象	点検方法	点検内容
外観点検	真空電磁接触器全体	目視	破損、変形等の有無
主回路点検	絶縁物	目視、清掃	ひび、割れ、破損の有無 汚れの有無 水分付着、結露の痕跡の有無 トラッキングや放電痕の有無
		真空バルブ	目視、清掃
	真空度確認試験		遮断器を閉路状態にして、AC11kVを1分間印可し、真空状態を確認
	主回路端子部	緩み確認	ボルト・ナットの緩み確認
		目視	変色の有無
		グリス塗布	主回路断路接触子及び主回路端子の古いグリスを除去し、新しいグリスを塗布
操作装置点検	操作部	目視、清掃	各部の発錆、変形、キズの有無 ほこり、異物の混入の有無
		注油	機構部への注油の実施
		目視、動作確認	各部のボルト・ナット等の緩み確認 部品の変色、脱落の有無 ピン、割りピンの折損、脱落等の確認
	投入電磁石	目視	コイルの異常変色の有無 電線、リード線のキズの有無
		緩み確認	鉄芯の固定ボルトの緩み確認
	低圧回路	目視、導通確認	配線のキズ、断線の有無
		緩み確認	端子、ねじなどの緩み確認
ラッチ機構点検	ラッチ機構部	目視、清掃	機構部のほこり、異物等の混入の有無 各部の発錆、変形、キズの有無
		動作確認	ラッチローラの回転具合、ラッチの掛かり具合を確認
		注油	機構部への注油の実施
絶縁抵抗測定	主回路 ・主電動部－大地 ・同相主回路端子間 ・異相主回路端子間	1000Vメガ	測定値が100MΩ以上であることを確認 測定値が100MΩ未満の場合、絶縁物及び真空バルブ表面を清掃し、再度測定を行う
	制御回路 ・制御回路一括－大地	500Vメガ	測定値が1MΩ以上であることを確認